

令和5年度事業計画

新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから丸3年が経過しました。政府はこれまでの方針を大きく転換し、今まで取ってきた制約が大幅に緩和されようとしています。また、不安定な国際情勢に端を発する物価の上昇、急速な円安傾向などによって、日本社会全体が多大な影響を受けております。

一方、県内では、2025年に開通を目指している「すさみ串本道路」をはじめ道路網の整備が進められており、行動制限が緩和されたことにより、観光客もコロナ禍前の水準まで回復してきております。さらには、入国制限の緩和によりインバウンド観光の回復も期待されるところです。

今の状況から一日でも早く抜け出し、社会・経済・雇用情勢が回復し、安心・安全に過ごせる日常に戻れることを心より願っているところです。

県下の労働災害の発生状況ですが、和歌山労働局の資料によりますと、県下では、2月末の速報値で、死亡者は一昨年と同数の8人、死傷者全体では、コロナ関連の労災もあって、一昨年より79.5%の大幅増となっています。

和歌山労働局では「第13次労働災害防止計画」において、2018年度から2022年度までの5年間で「死亡者数を15%以上、休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させる」ことを目標に計画を推進してきましたが、死傷者数の目標達成には至りませんでした。本年から新たに第14次労働災害防止計画がスタートしますが、第13次防の教訓を活かし、心機一転その目標達成に向けて取り組んでいくこととなります。また、「働き方改革推進法」が順次施行され、本年4月からの中小企業において猶予されていた月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の50%以上への引き上げ、来年4月からの時間外労働の上限規制が猶予されている事業・業務への適用等早急な対応が求められるところです。さらには、「個別規制」から「自律的な管理」へと大きく転換される化学物質管理への対応も重要な課題です。

このような中、当協会としましては、行政のご支援、ご指導ならびに理事役員、会員の方々のご理解、ご協力を賜りながら労働災害防止及び労働条件の確保・改善等に関する各種事業を引き続き推進してまいります。

1 公益目的事業1（労働者の福祉の向上を目的とした事業）

(1) 労働災害防止に対する安全衛生意識の高揚を図るとともに事業者及び事業者団体等の自主的安全衛生活動の一層の促進を目的とした取り組み

(イ) 全国安全週間：7月1日から7月7日

(準備期間：6月1日～6月30日)

協会紙「労基ニュース紀の国」(以下協会紙という)、メールマガジン、ホームページ等を活用して準備期間中から周知・啓発活動を実施します。

(ロ) 全国労働衛生週間：10月1日から10月7日

(準備期間：9月1日～9月30日)

協会紙、メールマガジン、ホームページ等を活用して準備期間中から周知・啓発活動を実施します。

(ハ) 令和5年度第63回「和歌山県労働安全衛生大会」の開催

本年度は、令和5年10月5日(木)「和歌山城ホール」小ホールにて開催すべく進めていきます。

会員事業場をはじめ関係団体等への参加勧奨も引き続き実施していきます。

(二) 各支部における取組み

全国安全週間・全国労働衛生週間の準備期間中に和歌山支部等で予定している「安全管理のつどい」、「衛生管理のつどい」等々各支部において、安全衛生に関する研修会等の開催に努めます。

(ホ) 全国産業安全衛生大会への参加

令和5年度の82回目となる全国産業安全衛生大会は、

「名古屋の地で掲げよう 安全・健康の旗印」

をテーマに9月27日(水)～29日(金)までの3日間、愛知県名古屋で開催されますが、会員事業場をはじめ、関係団体等へ参加を呼びかけていきます。

(ヘ) 年末・年始無災害運動の実施

期間：令和5年12月1日から令和6年1月15日

協会紙、メールマガジン、ホームページ等を活用して周知・啓発活動を実施します。

(ト) 和歌山県労働災害防止団体連絡協議会の開催

和歌山県内の労働災害防止団体(以下のとおり)との連絡協議会を開催し、和歌山労働局の労働災害防止対策に基づき第14次防の推進をはじめ県下の労働災害防止のための取組みを連携して実施していきます。

○建設業労働災害防止協会和歌山県支部

○陸上貨物運送事業労働災害防止協会和歌山県支部

○林業・木材製造業労働災害防止協会和歌山県支部

○港湾貨物運送事業労働災害防止協会和歌山支部

○一般社団法人日本ボイラ協会和歌山支部

○一般社団法人日本クレーン協会和歌山支部

○建設荷役車両安全技術協会和歌山県支部

(2) 労働者の健康確保対策の推進を目的とした取組み

(イ) 和歌山労働局、和歌山県医師会及び弊会の3者共催で昭和47年から開催している「和歌山県産業保健講習会」については、令和5年度で第50回を迎えることとなります。産業医や衛生管理者をはじめとした産業保健関係者の一層の資質の向上、ひいては県下の産業保健活動の推進に資するため、引き続き開催いたします。

- (ロ) 第14次防において重点課題として掲げられている
 - メンタルヘルスや過重労働等に対する健康確保対策の推進
 - 労働者の高齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題に対する対策
 - 疾病を抱える労働者の健康確保対策
 - 化学物質の自律管理への対応を含む化学物質等による健康障害対策をはじめとする労働者の健康確保対策を推進していくため、「和歌山産業保健総合支援センター」や、各支部においては「地域産業保健センター」とも連携し、周知・啓発に努めます。

- (3) 労働時間をはじめとする労働条件の確保・改善を推進し、より働きやすい就労環境の整備を目的とした取組み

- (イ) 「働き方改革推進法」の円滑な施行に向けた取組み
 - 「働き方改革推進法」の円滑な施行のため、「長時間労働の削減」や、「年次有給休暇の取得促進」等々説明会等の開催や協会紙、メールマガジン、ホームページ等を活用して周知・啓発に努めます。

- (4) 労働関係情報等の提供、相談等のサービスの取組み

- (イ) 協会紙：「労基ニュース紀の国」の発行
 - 協会紙「労基ニュース紀の国」について、引き続き紙面の充実を図りながら、会員や関係機関への情報の提供等サービスの向上を図ってまいります。

- (ロ) ホームページ等の内容の充実
 - 技能講習等実施計画や各種行事、その他必要な情報を提供しており、主要な情報発信のツールとして、着実に定着してきています。
 - 引き続き、必要かつ有用な情報をより早く、より多く提供できるよう改善に努めてまいります。

- また、メールマガジン「和労基mail」についても、より多くの方に利用していただけるよう一層内容の充実を図ってまいります。

- (ハ) 安全衛生等に関する相談サービスの充実
 - 中央労働災害防止協会（中災防）が、平成30年度より実施している「中小規模事業場安全衛生相談事業」に併せ、会員事業場等からの安全衛生等に関する各種相談に、日本労働安全衛生コンサルタント会和歌山支部の協力を得ながら積極的に取組んでまいります。

2 公益目的事業2（事故又は災害の防止を目的とした事業（労働安全衛生法に基づく免許、技能講習及び特別教育等の教育・講習等の事業））

- (1) 出張特別試験の実施

- 国家免許試験の実施機関である「近畿安全衛生技術センター」（所在地：兵庫県加古川市）が当県から遠距離であるため、県内受験者の利便性を考

え、年に1回、和歌山市内で出張特別試験を行っております。

実施している試験は、①一級ボイラー技士②二級ボイラー技士③ボイラー整備士④クレーン・デリック運転士(クレーン限定)⑤移動式クレーン運転士⑥第一種衛生管理者⑦第二種衛生管理者で、令和4年度は二会場で実施し、895名が受験しました。

引き続き、この「出張特別試験」が円滑に実施できるよう当該試験実施機関と連携を図ってまいります。令和5年度は、以下のとおりの日程で実施します。

実施日：令和5年9月8日(金)、9月9日(土)

試験会場：和歌山県勤労者福祉会館(「プラザホープ」)

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、昨年度と同様、当協会研修室での受け入れも検討いたします。

(2) 技能講習の実施(年間実施計画表参照)

和歌山労働局の登録教習機関として労働安全衛生法に定める就業制限業務や作業主任者に係る各種技能講習を年間実施計画に基づき実施します。

特に建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止のために事前調査の強化等を行う石綿障害予防規則等が改正されたことに伴い、「石綿作業主任者技能講習」、及び事前調査者は、一定の講習を修了した者等が行う必要があることから、「建築物石綿含有建材調査者講習」も引き続き実施することといたします。

さらには、令和4年5月に労働安全衛生規則等が改正され、新たな化学物質規制の体系が示されましたが、この新たな体系では、事業者による化学物質の自律的管理という考え方にに基づき、「化学物質管理者」によるリスクアセスメントの実施と、その結果に基づく措置が求められています。そして、この「化学物質管理者」となる要件として、リスクアセスメント対象物を製造する事業場、及び取り扱う事業場では所要の科目、時間数による講習の受講が定められました。(令和6年4月1日施行)

当協会では、リスクアセスメント対象物を取扱う事業場を対象とした「化学物質管理者講習」(仮称)を実施すべく準備を進めてまいります。

その他、会員等からのご要望により、計画外の実施や出張開催も実施するよう努めてまいります。以下その他の講習等も同様といたします。

(3) 特別教育等(年間実施計画表参照)

(イ) 特別教育

労働安全衛生規則第36条に定めるところにより、事業者は危険又は有害な業務について必要な特別教育を行うこととなっておりますが、単独での実施が困難な事業者に代わって、特別教育を実施いたします。

なお、令和4年1月より完全施行されました「フルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)」特別教育も新規従事者等の受講が見込まれることから、引き続き年3回実施いたします。

(ロ) 安全管理者選任時研修

労働安全衛生規則第5条により、安全管理者は厚生労働大臣が定める研修を受けた者の中から選任することとされていますが、この安全管理者選任時の研修を令和4年度と同様、年3回実施いたします。

(ハ) 職長教育

製造業等を対象とした職長教育を年4回、建設業関係を対象とした職長・安全衛生責任者教育を年4回実施します。

(4) その他の安全衛生教育等

(イ) 令和5年度「経営者安全衛生セミナー」

(中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センターと共催)

厚生労働省通達に基づく経営首脳者等を対象とした安全衛生セミナーを以下のとおり開催します。

第206回 令和5年5月10日(水)・11日(木)

第207回 令和5年5月23日(火)・24日(水)

会場 大阪安全衛生教育センター(河内長野市)

(ロ) 第一種衛生管理者受験準備講習

日時：令和5年6月21日(水)～6月23日(金)

場所：和歌山県労働基準協会研修室

(ハ) 第二種衛生管理者受験準備講習の開催

日時：令和5年6月22日(木)～23日(金)

場所：和歌山県労働基準協会研修室

3 収益事業1(安全衛生関係書籍及び用品等の販売(斡旋)の事業)

(1) 全国安全週間、全国労働衛生週間等行事期間中における書籍、ポスター、幟等安全衛生用品の販売

(2) 技能講習や特別教育用テキスト、免許試験参考書籍、関係法令等の解説書籍等の販売(通年)

(3) 動力プレス機械検査標章の販売

(4) 安全衛生DVDビデオの無料貸出し(会員限定)

4 収益事業2(中小規模事業場を対象とした労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断等の実施における計画の作成と案内、受診勧奨、受付等の業務)

各支部において、医療機関と契約して実施している一般定期健康診断及び特殊健康診断の実施に当たり、健診日程等計画の作成、受診案内の作成と受診勧奨及び健診当日の受付等の業務を引き続き実施してまいります。

なお、提携健診機関が巡回健康診断業務を中止した和歌山支部においては、橋本、新宮支部が提携している(一般財団法人)全日本労働福祉協会を受け皿として、当事業を進めてまいります。

5 その他の事業（委託事業等）

（1）全国労働基準関係団体連合会（全基連）和歌山県支部の事業について

（イ）外国人技能実習制度関係者養成講習

平成29年11月に施行された「技能実習法」により、技能実習制度をこれまで以上に適正かつ円滑に運営する観点から、技能実習生を我が国に受け入れる監理団体や、実際に技能実習を行う実習実施者は、技能実習を担当する役職員の職務に依りて、技能実習・入管関係法令、労務管理・安全衛生の分野等に関する一定の講習(養成講習)が義務付けられました。全基連は、その講習の運営実施者として認定され、平成29年度より全都道府県で実施しております。全基連和歌山県支部としても、平成29年度より毎年実施しておりますが、令和5年度も7月10日(月)～7月12日(水)に実施いたします。

（ロ）受動喫煙防止セミナー事業の実施

日本労働安全衛生コンサルタント会からの再委託事業として、受動喫煙防止セミナーを実施いたします。

（ハ）その他

その他全基連が受託した事業について、受託事業の内容に応じて県支部として取り組んでまいります。

（2）中央労働災害防止協会（中災防）関係の事業について

（イ）「中災防地域安全衛生広報活動等事業」（業務委託契約による）を令和5年度も実施し、①中災防安全衛生サービス窓口としての対応、②安全衛生思想の普及・広報活動、③中小企業無災害記録証候補者の推薦等の活動を行ってまいります。

（ロ）中小規模事業場の多様な課題の解決に資すること等を目的として、平成30年度から実施している「中小規模事業場安全衛生相談事業」について、令和5年度も業務委託契約を締結し、相談会の開催や常設の相談窓口を開設し、安全衛生に係る助言・相談・情報提供等を行ってまいります。

（ハ）「KYTトレーナー研修会 in 和歌山」の開催

平成29年度より実施している中災防近畿安全衛生サービスセンターの危険予知訓練トレーナー研修会を令和5年度も11月21日(火)～22日(水)に開催を予定しております。

6 その他

（1）協会会員の確保

企業の厳しい経営環境や情報手段の発達等々様々な要因により会員の減少傾向に歯止めがかからない状況ですが、会員はじめ利用者の方のニーズ、要望等に対応した事業展開を心がけ、引き続き会員の確保に努めてまいります。

(2) 経費の節減、効率的な業務運営の実施

会員の減少が進んでいること、メインの事業である「労働安全衛生教育事業」の令和4年度の受講者数は、特に「特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習」、「石綿作業主任者技能講習」、及び「建築物石綿含有建材調査者講習」において好調でしたが、この状況が来年度もどの程度続いていくのか、また、新たに実施する「化学物質管理者講習」についてもどれだけのニーズがあるのか不透明なところがあります。

したがって、来年度におきましても引き続き経費の節減に努めるとともに、利用者のニーズに対応した積極的な業務運営、施設の有効活用等効率的・効果的な事業運営に努めてまいります。